

# あなたの快適な暮らしを 応援します!!

## 自宅の改修(リフォーム)・新築・購入等の施工は お得で安心な建設部会 会員事業者にお任せください!

### 元気アップ 住宅リフォーム助成

対象  
工事

自宅の  
リフォーム工事  
(修繕・補修等)



お申込み期間：平成27年5月1日(金)～5月31日(日)(消印有効)

6月下旬～2月施工分が対象となります。  
往復はがきで市役所までお申込みください。  
応募数が規定の募集数以上の場合は抽選となります。  
\*往復はがきの書き方はホームページを参照、または下記までお問い合わせください。

#### 助成金額

50万円(消費税込)以上の助成対象工事に対し  
一律 **10万円**(たんば共通商品券10万円分)

以下の全てに該当する方が申請できます。

1. 丹波市に住民登録をしている方
2. 助成対象住宅の所有者で現に居住されている方
3. 市税等の滞納が無い方
4. 暴力団員でない方

必ず助成金交付決定後に着工してください

丹波市内業者が施工する工事のみが助成対象となります

(ご注意)

1. 以前にこの助成を受けられた方は対象外です。
2. 電化製品の取り付け工事、庭や植栽、溝等の工事のみの場合は対象外です。  
\*その他条件を必ずご確認ください。

詳しくは

丹波市役所春日庁舎 住まいづくり課  
電話(0795)88-5039

### 高齢者住宅改修助成

対象  
工事

自宅の  
バリアフリー  
改修工事

お申込みは随時(平成29年3月31日工事完了分まで)

申請書及び必要な添付書類を提出してください。  
\*詳細は下記までお問い合わせ下さい。

#### 助成金額

高齢者の方の身体状況に応じた必要なバリアフリー改修工事  
費用(下記に定める箇所ごとの対象工事限度額を超えない額で  
合計100万円まで)の**20%**または**20万円**のうち低い額

改修場所ごとの 助成対象限度額	浴室、洗面所	45万円	廊下、階段	16万円
	トイレ	24万円	居室	19万円
	玄関	18万円	台所	16万円

以下の全てに該当する方が申請できます。

1. 65歳以上の高齢者のいる世帯で市民の方
2. 市内業者が改修する場合
3. 市税等の滞納がない方

必ず助成金申請内定後に着工してください

丹波市内業者が施工する工事のみが助成対象となります

(ご注意)

介護保険認定者および障害者手帳をお持ちの方については、介護保険住宅改修事業、日常生活用具費支給事業、人生80年いきいき住宅助成事業が優先となります。その場合、施工業者は問いません。また、双方の住宅改修事業の利用、助成金の複数回の利用はできません。

詳しくは

丹波市役所春日庁舎 介護保険課  
電話(0795)74-1049

### 介護保険で住宅改修費の支給

対象  
工事

自宅の改修工事  
(介護を必要な方が自立した  
生活をするための改修)

お申込みは随時

ケアマネージャー(専門家)などと慎重に検討して有効にご利用ください。

(平成27年4月1日現在)

#### 助成額

20万円(消費税込)の改修費用を限度として、  
その**9割を支給**(1割自己負担)

支給対象工事

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑り防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料変更
4. 引き戸などへの扉の取り替えや新設・撤去
5. 洋式便器などへの便器の取替え
6. その他1～5の改修にともない必要な工事

介護保険の要介護認定で「要支援1・2」または「要介護1～5」と認定された方が申請できます。

必ず申請内定後に着工してください

施工業者は丹波市内外を問いません

(ご注意)

1. 「受領委任払い」の制度がある場合以外は、いったん工事費用を全額自己負担する必要があります。
2. 利用は、原則一人1回ですが、上限の20万円までは分割して複数回利用できます。  
\*その他条件を必ずご確認ください。

詳しくは

丹波市役所春日庁舎 介護保険課  
電話(0795)74-1049

丹波市商工会 建設業部会

丹波市氷上町成松140-7 電話(0795)82-3476

商工業を通じて豊かで暮らしやすい地域づくりに貢献します

# 丹波市新しいいきいき定住促進住宅補助金

平成26年4月1日以降に丹波市へ転入された方・転入される方で、住宅の新築・改修工事の契約、新規購入の契約を締結される方が対象です。  
また、丹波市内業者が施工する工事や販売する住宅のみが助成対象となります。補助金認定申請前に新築・改修工事が完了している場合は対象外です

市内に定住するための住宅を新築・新規購入(土地代は除く・市外業者が所有する分譲住宅は除く)  
または改修(賃貸専用の集合住宅等は除く)される方で

対象者

市内に  
U・Iターンされる方



転入前に2年以上市外に住んでいた方に限る

補助金額

新築・新規購入の場合

費用(消費税込、土地代除く)の  
**5%** または **50万円**のうち低い額

改修の場合

費用(消費税込)の  
**20%** または **20万円**のうち低い額

対象者

市内で  
新たに2世帯同居  
される方



現在、市内で別居している世帯に限る

補助金額

新築・新規購入の場合

費用(消費税込、土地代除く)の  
**5%** または **20万円**のうち低い額

改修の場合

費用(消費税込)の  
**20%** または **20万円**のうち低い額

対象者

市内にU・Iターン  
される方のために  
持ち家を貸したい方



補助金額

改修工事費用(消費税込)の  
**20%** または **20万円**のうち低い額

必ず申請承認後に着工してください

丹波市役所春日庁舎 住まいづくり課 電話(0795)88-5039

●設計・施行の手続きなども承りますのでご相談ください

以下の全てに該当する場合は、補助金が**50万円**加算されます。

1. その住宅に中学生以下の方が居住されること
2. 新築・新規購入の住宅であること
3. 丹波市に住民登録をしている方

必ず助成金交付決定後に着工・購入してください

商工業を通じて豊かで暮らしやすい地域づくりに貢献します 丹波市商工会 建設業部会

丹波市氷上町成松140-7 電話(0795)82-3476